

熊本県内の医療機関に勤務する救急救命士のビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管認定要領

この要領は、救急救命士法の改正（令和3年5月28日公布、10月1日施行）により病院又は診療所（本要領において「医療機関」という。）に勤務する救急救命士（本要領において「院内救命士」という。）が、重度傷病者が医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、医療機関に到着し当該医療機関に滞在している間）に行う救急救命処置について、日本臨床救急医学会及び日本救急医学会が合同で作成した「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」（本要領において「ガイドライン」という。）に基づき、熊本県内の医療機関に勤務する院内救命士が「心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保」（本要領において「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管」という。）を実施するための熊本県メディカルコントロール協議会（本要領において「本協議会」という。）による認定について必要な事項を定めるものである。

なお、本要領において、「ビデオ喉頭鏡」は、チューブ誘導機能を有する間接声門視認型硬性喉頭鏡（具体的な製品名：AirwayScope、Airtraq など）を指すものとし、直視下でも使用可能なビデオ喉頭鏡（例：McGRATH など）を含まないものとする。

おつて、本要領において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

1 ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る講習について

(1) 受講資格

救急救命士の資格を有し「熊本県内の医療機関に勤務する救急救命士の気管挿管認定要領」による気管挿管に係る講習を修了した者又は平成16年4月1日以降に実施される救急救命士国家試験（第26回以降）の合格者（平成27年4月1日以後に実施される救急救命士国家試験（第39回以降）の合格者（本要領において「新試験合格者」という。）を除く。）で、勤務する医療機関の管理者により講習受講を認められた者。

(2) 実施施設の基準

次の①～③のすべてを満たす医療機関であること。

- ① 日本麻酔科学会認定専門医（旧指導医）（常勤）又は救急科専門医（常勤）（本要領において「麻酔科専門医等」という。）が、救急救命士に関する委員会に委員として参画していること
- ② 麻酔科専門医等が、気管挿管に係る講習のカリキュラムを監修する旨が院内規定に記載されていること
- ③ 麻酔科専門医等が、気管挿管に係る講習を完了した者について、当該講習で習得すべき知識・技能を習得できているか改めて確認したうえで講習修了証明書を交付する旨が院内規定に記載されていること

(3) 講習内容

「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について（平成16年3月23日付け医政指発第0323049号）」の別表2に定める内容を含む7時限（1時限は50分）以上のものであること。

(4) 講習修了証明書の発行

講習実施施設長は、筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格し、かつ、麻酔科専門医等により当該講習で習得すべき知識・技能等を習得できていると認められた講習受講者に対し、「講習修了証明書」（別紙様式第1号）を発行すること。

2 ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る実習について

(1) 受講資格

次の①又は②のいずれかに該当し「熊本県内の医療機関に勤務する救急救命士の気管挿管認定要領」により本協議会から気管挿管認定証の交付を受けた院内救命士で、勤務する医療機関の管理者により実習受講を認められた者。

- ① ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る講習修了証明書の交付を受けた者（過去に消防機関に勤務し、その際に同証明書の交付を受けた者を含む）
- ② 新試験合格者

(2) 実施施設の基準

次の①～④のすべてを満たす施設であること。

- ① 当該施設長が当該施設における実習の実施を了承していること
- ② 麻酔科専門医等が、救急救命士に関する委員会に委員として参画していること
- ③ 麻酔科専門医等が、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る実習のカリキュラムを監修する旨が院内規定に記載されていること
- ④ 麻酔科専門医等が、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る実習を完了した者について、当該実習で習得すべき技能等を適切に習得できているか改めて確認したうえで実習修了証明書を交付する旨が院内規定に記載されていること

(3) 実習指導責任者

麻酔科専門医等の責任及び実習を担当する麻酔科医等（本要領において「実習指導医」という。）の指導監督の下に行うこと。

(4) 対象症例

当該医療機関手術部（室）において行われる成人のASA クラス分類1、2の全身麻酔症例で患者から同意が得られた症例。

(5) 実習内容

次の①～⑤に留意しながら実習受講者1人につきビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の成功症例（成功症例とは、患者に有害な結果を与えることなく、2回以内の試行で気管挿管を完了したものをいう。以下同じ。）を1年以内に原則5例以上実施させること。

- ① 実習前日までに実習指導責任者の責任の下に、患者に実習内容（次に掲げる事項を含む）について十分な説明を行ったうえで、文書による同意を得ること
 - ・ 麻酔科専門医等及び実習指導医の厳重な指導と責任の下に行われ、患者の安全が

確保されていること

- ・実習者のビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管試行は、2回までとすること
- ・実習に協力するかどうかは患者の任意であり、実習を拒否しても、その後の処置に何らの不利益も生じないこと、また、手術前であれば、協力の意思はいつでも撤回できること
- ・その他、実習意義や内容について詳しい説明を聞きたい場合は、その機会を与えられること

② ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の試行は、2回までとすること

③ 実習は、麻酔導入時マスクによる自発呼吸下における酸素吸入、導入後のマスクによる人工呼吸から喉頭展開、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管、管の固定、人工呼吸再開、手術中の用手換気までとすること

④ 薬剤投与などは全て実習指導医が行うこと

⑤ 実際の行為は実習指導医の指導によること

(6) 実習の記録

実習指導責任者又は実習指導医は、診療録又は麻酔記録等にビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管を担当した院内救命士の氏名を明記するとともに、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管時の経過を記載すること。

実習記録一覧表（別紙様式第2号）には実習指導責任者又は実習指導医が症例ごとの成否等を記載し、実習受講者が管理すること。

なお、これらの記録は、診療録の保存期間に準じて5年間以上保管すること。

(7) 実習の中断、中止

実習を開始した後も、当該院内救命士に気管挿管を行わせることは不適切であると実習指導責任者又は実習実施施設長が判断した場合は実習を中断又は中止することができるものであること。

(8) 実習修了証明書の発行

実習実施施設長は、5例以上の成功症例を経験し、かつ、麻酔科専門医等により次の①及び②に該当すると認められた実習受講者に対して「実習修了証明書」（別紙様式第3号）を発行すること。

① 当該実習で習得すべき知識・技能等を習得できている

② 実習態度、挿管技術、倫理観、他の職種との協調性等を総合的に判断し、実習を修了して医師の具体的な指示の下にビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管を適切に実施できる水準に達している

3 本協議会への認定申請について

ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管について本協議会による認定を受けようとする院内救命士を雇用する医療機関の管理者は、「院内救命士のビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る認定申請書」（別紙様式第4号）に次の書類を添え、本協議会に申請するものとする。

(1) 救急救命士免許証の写し

(2) ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る講習修了証明書（新試験合格者については不

- 要)、実習修了証明書及び実習記録一覧表の写し
- (3) 自院における救急救命士に関する委員会の委員名簿（別紙様式第5号）及び院内規定
- (4) その他本協議会が必要と認めるもの

4 本協議会による認定について

- (1) 本協議会は、前3による認定申請を受けた場合、認定申請書及び添付資料の内容等を確認し、当該院内救命士を認定して差し支えないと認める場合はこれを認定し、申請者を經由し当該院内救命士に対して「認定証」（別紙様式第6号）を交付するとともに、「認定証交付者名簿」（別紙様式第7号）にその者の氏名、所属医療機関名、認定日等を登録し、管理するものとする。
- (2) 本協議会は、前3による認定申請を受けたが認定を行わない場合は、申請者を經由し当該院内救命士に対して却下を通知するものとする。
- (3) 本協議会は、前（1）の認定を行った院内救命士について、その認定申請の内容に虚偽があったことが発覚した場合は、その認定を取り消すことができるものとする。

5 変更・取消について

- (1) 前4（1）による認定を受けた院内救命士は、氏名又は所属医療機関名など認定証交付者名簿の登録事項に変更が生じた場合は、「登録事項変更届」（別紙様式第8号）により速やかに本協議会に届け出るものとする。この場合、本協議会は認定証交付者名簿の登録内容を適宜修正するものとする。
- (2) 前4（1）による認定を受けた院内救命士は、退職等によりビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管を実施しなくなった場合又は救急救命士の資格を失った場合は、「認定取消願」（別紙様式第9号）に認定証（原本）を添えて速やかに本協議会に届け出るものとする。なお、当該届出を行うべき院内救命士が死亡その他の事由により自ら届け出ることが困難である場合には、その相続人又は家族等の代理人が届け出るものとする。
- (3) 前4（3）に掲げる場合のほか、前（2）により認定取消願が提出された場合、又は前4（1）による認定を受けた院内救命士が次の①～③のいずれかに該当する場合は、本協議会は当該院内救命士の認定を取り消すことができるものとする。
- ① 罰金以上の刑に処せられたとき
 - ② 救急救命士の業務に関し犯罪又は不正の行為があったとき
 - ③ その他、救急救命士の信用又は品位を損なうような行為を行ったと本協議会が認めたとき
- (4) 本協議会が、前（3）又は4（3）により認定を取り消した場合、認定を取り消された院内救命士は、認定証（原本）を本協議会に返還しなければならない。また、この場合、本協議会は、認定証交付者名簿から当該院内救命士を抹消するものとする。

6 他県から転入又は県内消防機関から転職する場合の取扱いについて

他都道府県メディカルコントロール協議会によりビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に

係る認定を受けた救急救命士が本県に転入し県内の医療機関において院内救命士として勤務し、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管を実施しようとする場合は、前3の例により申請し（ただし、この場合は他都道府県メディカルコントロール協議会から交付された認定証の写しを追加で添付すること）、前4（1）による認定を受けなければならない。

7 認定証の再交付等について

前4（1）により認定証の交付を受けた院内救命士が、認定証を紛失又は汚損等して再交付を要する場合は、本協議会に「認定証再交付等申出書」（別紙様式第10号）を提出するものとし、当該申出があった場合、本協議会は特段の事情のない限り、再交付を行うものとする。なお、この場合、認定証には「再交付」と付記することとする。

8 再教育等

- (1) 本協議会は、前4（1）により認定証を交付する際に、当該認定証の交付を受けた院内救命士を雇用する医療機関の管理者に対して、書面により、認定後のビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の実施状況を管理（記録）し、必要に応じて再教育を実施するよう求めるものとする。
- (2) 本協議会から認定証の交付を受けた院内救命士を雇用する医療機関の管理者は、当該院内救命士が、認定を受けた日又は直近のビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管を実施した日から起算して5年間当該行為を実施しなかった場合は、次のいずれかの措置を実施するものとする。
 - ① 当該院内救命士に、前2（5）の実習内容を再度受講させる。ただし、この場合、成功症例については、1年以内に3例以上実施させればよいこととする。
 - ② 当該院内救命士に、前5（2）による認定取消願を提出させる。
- (3) 本協議会は、必要に応じて、本協議会から認定証の交付を受けた院内救命士を雇用する医療機関の管理者に対して、当該院内救命士のビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の実施状況について報告を求めることができ、当該医療機関の管理者は、これに応じなければならないものとする。
- (4) 本協議会から認定証の交付を受けた院内救命士を雇用する医療機関の管理者は、毎年4月1日現在の本協議会が認定した院内救命士の所属状況及び前年度におけるビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の実施の有無を「所属認定院内救命士一覧（ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管）」（別紙様式第11号）により4月20日までに本協議会へ報告するものとする。

9 その他

本協議会から認定証の交付を受けた院内救命士が行ったビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管により事故が発生した場合、その責任は、当該院内救命士を雇用する医療機関及び当該院内救命士が負うものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月10日から施行するものとする。